

**規制改革推進会議「雇用・人づくりワーキング・グループ」への意見
ーオンライン授業に関する規制緩和等ー**

一般社団法人日本私立大学連盟
副会長 曄道佳明
(上智大学・学長)

世界的な新型コロナウイルスの拡大が、国内外の高等教育に大きな影響を及ぼしており、わが国の大学においては、ポストコロナの社会を見据え、オンライン授業を活用した新たな国際化やリカレント教育、大学間連携などのあり方を模索することが必要である。

日本私立大学連盟では、これまでも幾度となくオンライン授業に関する規制緩和や国の財政支援を要望してきた。改めて、下記の通り、オンライン授業に関する意見を提示する。

1. オンライン授業に関する大学設置基準の見直し

(1) 授業単位について

大学のオンライン化を推進するため、「卒業の要件」（「大学設置基準」第32条第5項）として規定されている「遠隔授業の方法により修得する単位数の上限（60単位）を授業の質の担保を条件として緩和することが必要である。

※質の担保：令和2年度の遠隔授業の緩和について、文科省通知では、①指導計画（シラバス等）の下に実施、②オンライン上での出席管理、確認的な課題の提出、③大学として個々の授業の実施状況を把握することが示された。

(2) 施設設備等

「校舎等施設」（「大学設置基準」第36条）、「校地の面積」（同第37条）、「校舎の面積」（同第37条の2）等、校地・校舎面積の物理的空間としての規制は、オンライン授業の普及・拡大の実情にもはやそぐわない。この基準の撤廃、あるいは緩和が求められる。

(3) 定員管理の見直し

私立大学は、教育研究にふさわしい環境の確保のための在学学生数の適正な管理に努めることの必要性を認識し、その実現に努めている。ポストコロナの新たな教育を模索する上でも、多様で柔軟な教育プログラムを可能とし、更なる教育研究の大胆な改革・改編等ができるよう合理的な定員管理に見直すことが必要である。

- さまざまな高等教育政策において、「入学定員超過率」に着目した定員管理の施策が示されているが、入学定員から収容定員に基準を転換するべきである。入学定員による入口管理は、すべての学生が4年間で卒業することを前提にしており、学修成果重視の出口管理という近年の質保証システムの基本方針と根本的に矛盾している。また、この管理方法は、長期履修制度を利用した社会人学生の位置づけが難しく、社会人教育の推進を妨げる一因にもなっている。
- 定員管理の単位は、「大学」とするべきである。令和元年の大学設置基準改正によって、学部等連携課程の設置が可能になり、学部の枠を超えた弾力的な教育プログラムの設置が奨励されることになったが、学部単位の定員管理が続く限り、学部等連携が進展することはない。さらに、コロナ禍によって、オンライン授業が急速に普及し、複数キャンパスをつなぐ学際的副専攻制度、複数大学をつなぐ大学連携教育プログラムなどの実現可能性が増大してきているが、学部単位の定員管理がその足枷に

なる恐れがある。

- 定員管理は、単年度ではなく、たとえば、認証評価受審ごととするなど、複数年度で行うべきである。安定した定員管理が教育の質保証の前提となることは、十分理解するが、定員の単年度充足率を経常費補助金算定の基準とすることは、大学の運営を委縮させる要因になっている。
- 社会人教育やグローバル化の推進という方針を今後も堅持するのならば、社会人学生や留学生に関する定員は「別枠扱い」にしたり、「その実員に一定係数（たとえば、修業年限を在学期間で除して得られた数）を乗じて算定」するなどの特別な配慮をすべきである。

2. オンライン授業を活用した国際化、リカレント教育、地方創生に関する考え

(1) 大学の国際化

現在、世界の主要大学は、コロナの危機を乗り越え、交換留学や共同研究、大学間連携教育などをこれまで以上に推進するために、高度な教育研究のオンライン化に取り組んでいる。教育の実践の場である授業の手法はオンライン化され、今後、この流れは世界レベルで加速していくことが予想される。国際共同研究の成果は大学ランキングにも直結するところであり、世界のオンライン授業プラットフォームの流れに乗ることができなければ、わが国の大学は国際化に取り残されてしまう。「大学の国際化」のなかに、オンラインによって相互の留学を実現する方法をも、組み込むべきである。

(2) リカレント教育

「新たな日常」のあり方を確立することが求められるなか、プライベートな時間の有益な使い方を模索する社会人も増えている。「新たな日常」の必須条件は、SDGsの理念を受けて、持続可能な社会の実現を目指すことに意味がある。その一翼を担うものがオンラインを活用した大学におけるリカレント教育の推進であり、現代社会に求められるこのようなニーズを総合的に考えたうえで、オンライン授業、あるいはオンライン授業と対面授業を組み合わせた新たな授業のあり方を検討することが重要である。企業等の人材育成、個人のキャリアアップ、キャリアチェンジに基づく多様なプログラムを用意し、産学が共通の認識のもとで「学び続ける社会を実現」するためにも、オンラインは欠かせない授業方法であることを確認し、推進する方針を打ち出すべきである。

(3) 地方創生

地方創生や地方の大学の活性化の観点においても、オンライン授業を活用することによって、地域間の連携だけでなく、複数大学をつなぐ大学連携教育プログラム、地方大学と首都圏の大学との新たな連携を提示することが必要である。たとえば、学生のクロスアポイントメントのような新たな制度を模索することは、地元に住ながらにして学びの選択肢を広げ、地方を活性化することに繋がるはずであり、そのような連携を推進すべきである。

3. 国の財政支援

多様な学生に個性ある教育を提供することを使命としてきた私立大学は、情報技術の進展を踏まえた新たな教育方法・内容の開発に積極的に取り組んできた。しかし、その取り組みを加速させるためには、法令上の規制を取り除くことに加えて、インフラ整備のための基盤的な財政的支援と、質の高いオンライン授業を実施する大学に対する戦略的支援が必要である。

以 上